

株式分割に関する基準日設定公告

2020年9月15日

株主各位

兵庫県尼崎市昭和通二丁目2番27号
特殊電極株式会社
代表取締役社長 上林 克彦

当社は、2020年8月7日開催の取締役会において、2020年10月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2020年9月30日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年10月1日付をもって、当社の定款第6条を変更し、2,604,000株増加して、5,208,000株といたしますので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2020年11月上旬にお届出住所にお送り申しあげ
る予定です。
2. 2020年10月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等
または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願い
します。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031